

議案第8号

財産の無償貸付について

次の財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 無償貸付する財産の表示 別紙のとおり
- 2 無償貸付の相手方 勝山市鹿谷町保田第85号18番地
合同会社 蛙家
代表社員 山内 秀勝
- 3 無償貸付の期間 契約締結日から令和17年3月31日まで

令和7年6月10日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

東山いこいの森にある土地及び建物等の一部を合同会社 蛙家に貸し付けるため、この案を提出する。

別紙

無償貸付する財産の表示

(1) 土地

所在地 勝山市北谷町谷 1 1 7 字 3 - 1、3 - 2 の一部

面積 3 6, 8 0 0. 5 平方メートル

(2) 建物

名称	延床面積 (平方メートル)	構造等
総合案内所	9 9	鉄筋コンクリート 平屋建
五右衛門風呂	1 3. 2 5	木造 平屋建
屋根付き広場	9 9. 3 7	木造 平屋建
便所	3 8	補強コンクリート ブロック造 平屋建 2 棟
給水施設		
排水施設		3 4 0 人／槽